

< 特定疾患治療管理料、算定留意事項改正のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成27年8月24日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0824第5号」にて、特定疾患治療管理料の算定留意事項が改正され、平成27年8月24日より対象患者が追加されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

B001 「特定疾患治療管理料」の留意事項改正

●対象疾患が追加された項目

診療報酬点数区分	項目名称	管理料	※注
「B001」-2 特定薬剤治療管理料	特定薬剤治療管理料 (トリアゾール系抗真菌剤)	470点	下記参照

※注

ス。重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与(造血幹細胞移植の患者にあっては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る。)しているもの